

事 務 連 絡
令和 2 年 7 月 14 日

各都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

令和 2 年 7 月豪雨による災害における被害者の有する
許可等の有効期間の延長について（周知）

旅行業法の実施につきまして、日頃よりご協力、ご尽力賜り有難うございます。

令和 2 年 7 月 14 日に、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号。以下「法」という。）に基づき、令和 2 年 7 月豪雨を法第 2 条第 1 項の特定非常災害に指定すること等を内容とする「令和 2 年 7 月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（令和 2 年政令第 223 号。以下「政令」という。）が公布、施行され、本災害に対し適用すべき措置として、法第 3 条の規定に基づく行政上の権利利益（以下「特定権利利益」という。）に係る満了日の延長に関する措置等が指定されました。

観光庁においては、法第 3 条第 2 項の規定に基づく告示により、旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 3 条に定める旅行業の登録を特定権利利益として指定し、本災害に係る災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用地域に主たる営業所を有する旅行業者で、令和 2 年 7 月 3 日以降登録の有効期間が満了する者について、当該登録の有効期間の満了日を令和 2 年 12 月 28 日まで延長することとしておりますので、貴都道府県におかれましても、ご了知いただきますようお願い申し上げます。なお、告示の対象とならない旅行業者であっても、本災害により被災して、法第 3 条第 3 項に定める事項を記載した書面による申出を行った者については、令和 2 年 12 月 28 日までの期日を指定して、登録の有効期間の満了日を延長することができます。

また、法第 4 条第 2 項の規定に基づき、令和 2 年 7 月 3 日以後に法令に規定する履行期限が到来する義務（旅行業法第 6 条の 4 第 3 項に基づく登録事項の変更や、同法第 15 条に基づく事業の廃止等の届出義務等）が履行されなかった場合であっても、それが令和 2 年 7 月豪雨によるものであることが認められたときには、令和 2 年 10 月 30 日までに履行されれば、行政上及び刑事上の責任が問われないこととなっておりますので、併せてご了知いただきますようお願い申し上げます。